

資料 5

松山市の食の安全確保の取り組みについて

【基本方針】

1. 積極的な情報の収集及び提供

①市民への積極的な情報提供と普及啓発

収集した情報の整理、分析、評価を行い講習会等やホームページ等を利用し情報の提供や食品衛生知識の普及啓発を実施する。

②市民の意向の施策への反映

消費者、事業者の参加による意見交換会の開催やアンケート調査により意見を求める。

2. 監視指導の強化

①製造、流通、販売における監視指導の充実

大量調理施設、食品製造施設に対し、食品衛生法に基づく監視指導の強化を図る。

流通販売においては、保存温度、期限等食品の特性に応じた監視指導に努める。

②適正表示の指導

関係機関との連携を図り、製造から販売にいたる各段階において食品衛生法を中心に他の関係法令（JAS法等）も含めた幅広い監視に努める。

3. 試験検査の充実

①国産品における検査体制の充実

消費者の要望、過去のデータ、最新の情報に基づき重点品目を選定するなど検査の充実を図る。

②輸入食品における検査の充実

市内に流通する輸入食品に対し、国が実施する検査とは別に、市独自に品目の選定を行い残留農薬、添加物等の検査を実施しその安全性を確認する。

4. 関係機関との連携強化

①国、県及び府内食品関係部署との連携強化

広域的に流通、生産される食品及び市では管轄していない法令に対応するため国、愛媛県等と緊密な連携体制を確立する。

市府内食品関係部署との間において迅速な情報交換等を図り生産から消費まで食の安全確保を図る。

5. 15年度の主な取り組み

①積極的な情報の収集及び提供

- ・ 消費者（784名）、事業者（約700名）アンケート調査の実施
- ・ 消費者、事業者等との意見交換会の実施（11月）

②監視指導の強化

- ・ アンケート調査結果等を考慮し16年度監視計画の作成公表

③関係機関との連携強化

- ・ 松山市役所内における連携強化（松山市食の安全推進協議会の発足）
- ・ 愛媛県との連携強化（えひめ食の安全・安心推進本部との情報の交換）
- ・ 農林水産省との連携強化（愛媛農政事務所との情報交換）

6. 16年度の主な取り組み

①積極的な情報の交流

- ・ 食の情報提供システムの構築（H16年度においては愛媛県のシステムを利用促進）
- ・ 意見交換会の開催（消費者、食品等事業者）
- ・ 松山市食の安全フォーラムの開催（年1回）
- ・ 食の安全に関するアンケート調査（消費者、事業者）
- ・ 食中毒注意報の発令（愛媛県との共催）
- ・ 平成16年度監視指導実施状況及び収去検査結果の公表

②監視・指導の充実強化

- ・ 適切な業種別監視指導回数策定のための情報収集（継続時におけるアンケート調査：5年計画）
- ・ 平成16年度監視指導計画に基づいた監視回数の目標達成方法の構築（継続時監視の方法の構築）
- ・ 食の安全合同監視（食品衛生法・薬事等）の開催
- ・ 食品等事業者による自主管理の推進（パンフレット等による啓発活動の推進）
- ・ H17監視指導計画の策定

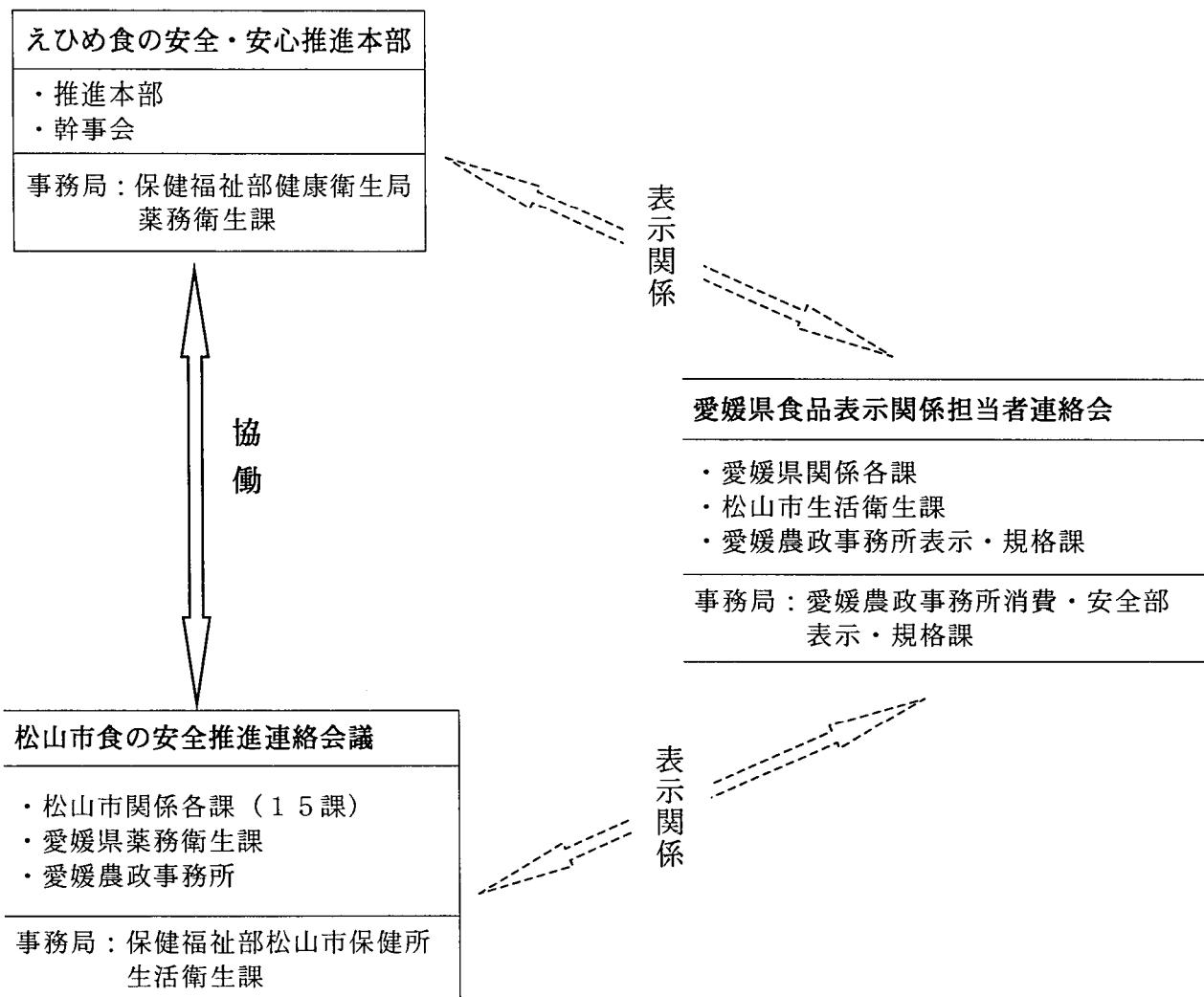
③試験検査の充実

- ・ 輸入食品収去検査件数の強化
- ・ 残留農薬・動物医薬品検査の強化
- ・ ウィルス検査実施の検討

④関係機関・団体との連携強化

- ・ 松山市役所内における連携強化（松山市食の安全推進協議会の開催）
- ・ 行動計画に基づいた関係各課における対応事業計画の構築
- ・ 愛媛県との連携強化（えひめ食の安全・安心推進本部参加における情報の交換）
- ・ 農林水産省との連携強化（愛媛農政事務所主催消費者等懇談会への参加、JAS法に基づく教示）

食品安全に係る会議等の体制図



松山市食の安全推進連絡会議

市民部、保健福祉部、産業経済部、教育委員会の15課長で組織

- (1) 食の安全に関する施策の連絡調整に関すること
- (2) 食の安全に関する情報の収集、交換に関すること
- (3) 消費者、生産者、製造や及び流通業者・販売者等への情報提供に関するこ
- (4) その他食の安全確保に関し必要な事項に関するこ

愛媛農政事務所

- ・ JAS法に関するこ
- ・ 食品の安全性に関するこ
- ・ リスク管理に関するこ
- ・ 消費者行政に関するこ
- ・ 消費者相談に関するこ
- ・ 食育推進に関するこ

愛媛県薬務衛生課

- ・ 食品衛生に関するこ
- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関するこ
- ・ と畜場法に関するこ

松山市食の安全推進連絡会議設置要領

(目的)

第1条 生産から消費に至る食の安全確保を推進するとともに、食品関係行政機関等の情報交換及び連携の促進を図るため、「松山市食の安全推進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について会議を開催し協議する。

- (1) 食の安全に関する施策の連絡調整に関すること
- (2) 食の安全に関する情報の収集、交換に関すること
- (3) 消費者、生産者、製造や及び流通業者・販売者等への情報提供に関すること
- (4) その他食の安全性確保に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって構成し、議長及び副議長を置く。

- (1) 市民参画まちづくり課長
- (2) 保健福祉政策課長
- (3) 高齢福祉課長
- (4) 障害福祉課長
- (5) 児童福祉課長
- (6) 医事薬事課長
- (7) 地域保健課長
- (8) 生活衛生課長
- (9) 衛生検査課長
- (10) 農林水産課長
- (11) 農業指導センター所長
- (12) 中央市場課長
- (13) 水産市場課長
- (14) 学校教育課長
- (15) スポーツ・健康教育課長
- (16) 愛媛農政事務所消費生活課長
- (17) 愛媛県薬務衛生課長

2 前項の構成員が必要と認めるときは、連絡会議の構成員を追加することができる。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、生活衛生課長をもって充て、連絡会議を主宰する。

2 副議長は、農林水産課長をもって充て、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

(連絡会議)

第5条 連絡会議は、議長が召集する。

(関係者の出席要請等)

第6条 議長は、連絡会議が必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を要請し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は生活衛生課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

松山市食の安全推進連絡会議の構成

所属		所掌事務
	市民部	市民参画まちづくり課 ・消費者啓発及び教育に関すること ・消費者団体の育成及び指導に関すること ・消費生活モニターの運営に関すること ・消費生活相談及び苦情の処理に関すること ・家庭用品、消費生活製品の表示監視及び電気用品販売事業所の立入検査に関すること
	保健福祉部	保健福祉政策課 ・社会福祉法人の認可及び指導監督等に関すること ・社会福祉事業(社会福祉施設を設置するものを含む。)に係る許可、指導監督等に関すること 福祉事務所 高齢福祉課 ・福祉事務所内の連絡調整に関すること ・高齢化対策に関すること ・老人福祉に関すること ・老人保健法に基づく医療等に関すること ・高齢クラブに関すること ・総合福祉センターに関すること ・老人福祉センターに関すること 障害福祉課 ・身体障害者福祉に関すること ・知的障害者福祉に関すること ・支援費制度に関すること ・身体障害者福祉センターに関すること ・知的障害児通園施設ひまわり園に関すること 児童福祉課 ・児童福祉に関すること ・児童厚生施設に関すること 保健所 医事薬事課 ・医事及び薬事に関すること 生活衛生課 ・食品衛生に関すること ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること 地域保健課 ・栄養指導に関すること ・健康増進法に基づく栄養表示等に関すること ・集団給食施設の指導に関すること ・感染症対策に関すること 衛生検査課 ・感染症又は食中毒の検査に関すること ・飲料水等の水質検査に関すること ・食品衛生検査に関すること
松山市	産業経済部	農林水産課 ・農林水産業の振興に関すること ・農林水産業経営の改善に関すること ・農林水産業団体に関すること ・農作物の病害虫防除に関すること 農業指導センター ・農作物の研究、指導に関すること ・農業経営改善の指導に関すること ・農業後継者の育成に関すること ・農家生活改善の研究、指導に関すること 中央市場課 ・青果関係業者の許可及び指導監督等に関すること 水産市場課 ・水産関係業者の許可及び指導監督等に関すること
	教育委員会	学校教育課 ・学校の管理運営の指導に関すること ・幼稚園教育に関すること スポーツ・健康教育課 ・学校給食共同調理場に関すること ・学校における食の安全に関すること